

別記(第 21 条関係)

伊那中央行政組合一般競争入札(事後審査方式)入札心得

(趣旨)

第 1 条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第 2 条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、又は落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第 3 条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「入札書等」という。)を次のいずれかの方法により提出しなければならない。

(1) 直接持参または郵送(一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による。)

(2) 別途指示による方法

2 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

3 入札書等は次に定める方法で提出するものとする。

(1) 入札書等の提出は、外封筒及び中封筒の二重封筒としなければならない。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名及び入札者の商号又は名称等を記載しなければならない。

(3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)を入れ、封筒の表面に開札日、入札書等提出期限、工事(業務)名、工事(業務)場所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先(電話番号及び FAX 番号)を記載しなければならない。

(4) 入札書等は、入札公告で指定した提出期限までに到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しない。

(5) 一つの外封筒には、2 通以上の中封筒及び工事費内訳書等を封入してはならない。

- (6) 一つの中封筒には、2通以上の入札書を封入してはならない。
- (7) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書等投函日を記入しなければならない。ただし、入札書作成日及び入札書等投函日以外の日を記入しても、入札書は、有効とする。
- 4 この入札は、工事(業務)の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。))及び地方税法(昭和25年法律第266号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「地方消費税相当額」という。))を減算した金額を記載しなければならない。
- 5 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。  
(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。  
(工事費内訳書等の提出)

第5条 工事費内訳書等の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は、原則として一致しなければならない。内訳書価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。ただし、工事費内訳書等は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

3 前項の工事費内訳書等は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる「金抜設計書」をいう。)のうち工事費内訳書等に単価及び金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの  
(設計図書等に対する質問、回答)

第6条 組合長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を伊那中央病院に係る入札にあっては伊那中央病院公式ホームページへ、伊那中央衛生センターに係る入札にあっては伊那中央衛生センターホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。  
(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、組合長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 組合長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることができる。

3 組合長は、設計図書の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合で、当該発見時期が入札書等提出開始日以前であるときは、訂正後の設計図書を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期することができる。延期を行う場合において、変更後の入札書提出期限、開札日等については、新たな公告において示すものとする。

(開札)

第8条 開札には、入札者が立ち会うものとする。

2 組合長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

4 組合長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて順位を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、前項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

5 組合長は、落札を保留するものとする。

6 組合長は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)及び最低制限価格を設けた場合にあつては、当該最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした者(第14条に規定する無効な入札書による入札をした者を除く。)について、入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の審査を行い、落札候補者について工事費内訳書等の審査、入札公告の6の入札参加資格要件審査書類による審査を順番に行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第9条 落札候補者は、入札公告の6の入札参加資格要件審査書類を持参し、提出しなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

第10条 落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限(最低制限価格の制限については、最低制限価格を設けた場合に限る。)の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札(第13条から第15条までの各号に該当しない入札)をした落札候補者であって、入札参加資格要件を満たしているものとする。

- 2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額及び地方消費税相当額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(金銭的な契約保証)

第11条 落札者は、組合長が契約の保証として金銭的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、組合長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害を補う履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この保証を付さないことができる。

(1) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。

(2) 契約金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(役務的な契約保証)

第12条 落札者は、組合長が契約の保証として役務的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

3 組合長は、契約金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の契約金額の10分の3に達するまで、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

(入札書等の不受理)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

- (1) 第3条第1項以外の方法で提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等
- (3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (4) 外封筒記載の開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (5) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 外封筒に開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (8) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の入札参加資格(共通)欄に掲げる要件を満たしていない者が入札した入札書等
- (9) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件のその他の参加資格要件欄において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等

(入札書の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がなく、外封筒に直接入っている入札書
- (2) 中封筒記載の開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

- (3) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (6) 金額の記入がない入札書
- (7) 金額を訂正した入札書
- (8) 入札書の工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (9) 入札書の工事(業務)名、工事(業務)場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書等を提出しない者が入札した入札書
- (12) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の参加資格業種及び区分、営業所の所在地に関する要件又はその他の参加資格要件欄の要件を満たさない者が入札した入札書  
(入札書の無効(失格))

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合には、当該最低制限価格が判明するまでは有効とする。

- (1) 工事費内訳書等の工事(業務)名若しくは工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (2) 工事費内訳書等の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(ただし、工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合を除く。)
- (4) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書等を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事(業務)の入札書
- (6) 提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者が入札した入札書
- (7) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件を満たさない者が入札した入札書
- (8) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者が入札した入札書
- (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書

- (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
  - (11) 最低制限価格を設ける入札において、入札価格が当該最低制限価格を下回る入札書
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、この入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- (契約の締結)

第 16 条 落札者は、落札者の決定後 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、衛生センターに係る入札で予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事又は製造の請負については、伊那中央行政組合議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である場合は、その旨の届出書を組合長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと組合長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は、契約人の負担とする。

(建設工事等の着手)

第 17 条 契約人は、契約締結後 10 日以内に、建設工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置)

第 18 条 契約人は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で組合長に報告しなければならない。